

北総中央1期 暗渠排水工事

特 別 仕 様 書 (当初)

令和8年度 畑地帯総合整備事業（畑地帯総合整備型）
北総中央Ⅰ期地区 北総中央1期 暗渠排水工事

特 別 仕 様 書

第1章 総 則

本工事の施行に当たっては千葉県農林水産部耕地課制定「土木工事共通仕様書」に基づいて実施する。同仕様書に対する特記及び追加事項はこの特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

- 1 目 的 本工事は、畑地帯総合整備事業（畑地帯総合整備型）北総中央Ⅰ期地区の事業計画に基づき、暗渠排水工事を実施するものである。
- 2 工事場所 富里市立沢地先外
- 3 工事概要 本工事は、暗渠排水工事で、その概要は次のとおりである。
暗渠排水工 A=5.5 ha
- 4 工事数量 別紙工事数量総括表のとおりである。

第3章 施工条件

- 1 工程関係
現場施工可能日は稲刈が完了したのちの令和8年10月1日を見込んでいる。具体的な日付については、契約後に監督職員及び地元改良区と調整した上で決定するものとする。
- 2 部分引渡し
該当なし
- 3 工事期間
本工事の工期は、契約日の翌日から令和9年2月9日までとする。
工事期間には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

準備期間	40日間
後片付け期間	15日間
雨休率 ※休日と天候による作業不能日を見込むための係数 雨休率＝(休日＋天候等による作業不能日)/実動日数	14日/16日

4 工事着手

必要に応じて基準点等に関して、監督職員に確認するとともに、仮 BM 等を作成した工事着手前に、現地測量し高低差を確認すること。

また、しの竹等を利用し、埋設位置を明示して、監督職員の確認を受けることとする。

第4章 現場条件

1 土 質 本工事の土質は、砂質土、粘性土を想定している。

2 関連工事

該当なし。

3 第3者に対する措置

(1) 排出ガス対策

本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、「土地改良工事等請負工事標準機械経費算定基準」（昭和 58 年 2 月 28 日付け 58 構改 D 第 147 号）で示す排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。

ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

なお、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装着の開発」、または、これと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。

対象機種一覧

一般工事用建設機械	備考
・バックホウ ・ブルドーザ	ディーゼルエンジン (エンジン出力 7.5kw～260kw) を搭載した建設機械に限る。

備考

道路輸送車両の保安基準に排出ガス基準を定められている自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く。

(2) 濁水処理対策

工事施工に伴う汚濁水は、直接排水路等に流れ込まないように、十分注意して施工すること。

(3) 安全対策

工事資材や施工機械、発生材等の搬入・搬出に際し、一般交通の支障とならないよう注意し、交通安全の対策と円滑な交通の流れを確保すること。

なお、本工事における交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、条件変更などに伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。

配置場所	交通誘導員	編成	昼夜別	交代要員の有無
現場入口	1 名/日	交通誘導警備員 B 15 名	昼間	無

4 環境対策等

(1) 本工事で使用する軽油については、JIS 規格軽油を使用すること。

(2) 受注者は、県税事務所がその他の機関と合同で行う建設機械及び本工事に係る車両等を対象とする燃料の抜取調査に対しては、監督職員の指示により協力しなければならない。

5 建設副産物

(1) 共通事項

1) 「千葉県建設リサイクル推進計画 2020」及び「千葉県建設リサイクル推進計画 2016 ガイドライン等」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「建設副産物情報交換システム (COBRIS)」により作成し、施工計画書に含め各 1 部提出すること。

また、計画の実施状況 (実績) について、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を作成し、「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」と併せて提出するとともに、これらの記録を工事完成後一年間保存しておくこと。

2) 「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を 1 部提出すること。

建設廃棄物の処理を委託する場合は、運搬あるいは処理について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。

建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、1部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料(受入伝票、写真等)を監督職員に提出し確認を受けること。

建設廃棄物の処理にあたって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、複写式伝票のD票及びE票の写しを提示すること。(工事完了時にE票の受領が間に合わない場合は、工事完了時にD票の写しを提示し、E票受領後速やかにE票の写しを監督職員に提示する。)

また、電子マニフェスト方式による場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を収録した電子媒体又は建設廃棄物の引渡し時、運搬終了時及び処分終了時に登録される情報を印刷したもの(受渡確認伝票等)を提示すること。

(2) 建設廃棄物

本工事により発生する

- 1) 廃プラスチック類(12 m³)は、富里市七栄地先、片道運搬距離 12.2km の (株) 佐倉環境センター に運搬し、処理するものとする。
- 2) コンクリート殻 (0.3t) は、成田市吉倉地先、片道運搬距離 10.3km の 東邦建設 (株) に運搬し、処理するものとする。

なお、工事発注後、事情により上記の指定処分先により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

また、運搬に先立ち受け入れ条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。

第5章 仮設備

1 任意仮設

本工事に関する仮設にあたっては、現地の状況を十分把握し、安全性、細部構造等については受注者において十分検討を行い、受注者の責任において決定し、施工するものとする。

第6章 工事用地等

該当なし

第7章 貸与設備
該当なし

第8章 支給材料
該当なし

第9章 工事用電力
本工事に使用する電力設備及び電気料金は、受注者の負担とする。

第10章 工事材料

1 見本又は資料提出

下記に示す工事材料は、使用前に見本、カタログ、試験成績書等を監督職員に提出し承認を得なければならない。

なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。

材 料 名	提 出 物
・ 合成樹脂管 ・ 硬質塩化ビニル管 ・ 継手類 ・ 水閘	カタログ、試験成績

2 監督職員の検査又は試験

下記に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査又は試験を受けなければならない。

材 料 名	検 査、試 験 項 目	備 考
・ 合成樹脂管 ・ 硬質塩化ビニル管 ・ 継手類 ・ 水閘	外観、寸法等	

第11章 施 工

1 一般事項

設計図書を熟読し、施工内容を十分把握すること。特に完成時確認が困難な工種については直接測定、撮影記録等による施工管理を十分に行うこと。また、受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時まで所定の様式により提出することができる。

不明な点については監督職員と打ち合わせを行うこと。

(1) 水準点

本工事の水準点は、監督職員と協議するものとする。

(2) 検測又は確認

本工事の検測、確認を下記の段階で受けなければならない。

工 種	作 業 段 階	備 考
暗渠排水工	丁張り完了時	第 3 章 4 を含む
〃	集水渠完了時	
〃	一時埋戻し完了時	

2 暗渠排水工

- (1) 吸水管は三方（上部、両側部）以上をもみ殻で被覆する構造とする。暗渠工法については、自動埋設暗渠工法（ドレンレイヤー、ロール管）または同等以上の工法とする。ただし、枕暗渠から水閘まで接続する吸水渠工については、口径がφ65 のため、枕暗渠同様のバックホウ等による施工（定尺管）を想定している。施工前に暗渠排水工の施工計画図を提出し、監督職員の承諾を得ること。
- (2) なお、もみ殻は、令和 8 年度に収穫し、第 13 章に示す検査基準に合致したものを使用すること。昨年度のもみ殻は使用しないこと。
- (3) 各筆で田面 5 点水準測量を行い、その結果から基準田面高を算出して、施工管理から完成検査まで、その基準田面杭は残しておくこと。
- (4) 枕暗渠工の埋め戻し土は、掘削土を使用するため、含水比を下げた後に埋め戻し、土として使用すること。
- (5) 集水渠工において、排水吐出口は、排水路底から 20 cm 以上確保すること。
なお、20 c m 以上確保できない場合には、監督職員と協議を行うこととする。

第 12 章 施工管理

工事の施工管理は「工事施工管理基準(農業農村整備事業)」により実施する。

第 13 章 もみ殻の産地確認及び放射性物質検査の取扱いについて

本工事においては、県内産のもみ殻の使用を原則とするが、県外産を使用する場合は以下のとおりとする。

施工計画書には対象資材の入手先（産地、製造元又は販売元）を明記の上、次の 1 から 4 により確認を行うものとする。

- 1 地元又は関係農家から入手する場合は、産地確認は不要とする。
- 2 県内のライスセンターから入手する場合は、出荷証明証等により、

県産品であることを確認する。

- 3 商社等を通じて入手する場合は、上記(2)と同様とするが、県外産（県内産として疑義がある場合も含む）の場合には、平成 23 年 8 月 31 日付け 23 生産第 4273 号『「培土中の放射性セシウム測定のための検査方法」の制定及び土壌改良資材中の放射性セシウム測定の扱いについて』（農林水産省生産局農業生産支援課長・農業環境対策課長通知）で定められた検査方法による放射線セシウム濃度の測定結果報告書又は証明書の写し（以下、「証明書」という。）の添付を義務付け、暫定許容値 400Bq/kg 以下であることを確認する。
- 4 県外産であっても産地が確認できる場合には、各県で実施された米の放射性物質調査結果（以下、「調査結果」という。）を活用して判断することが出来る。この場合、調査結果に濃度比「3」を乗じた数値が暫定許容値以下であることが確認できれば、上記(3)による証明書を要しないものとする。

第 14 章 条件変更の補足説明

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に明示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は以下のとおり。

- 1 掘削土の土質
- 2 転石の出現
- 3 表土の補充量
- 4 排水量・地下水位
- 5 地下埋設物(埋蔵文化財を含む)の出現（位置の変更含む）

第 15 章 設計変更

設計変更等については、契約書第 19 条から第 25 条及び土木工事共通仕様書第 1 編共通編 1-1-19 から 1-1-20 に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事請負契約に係る設計変更等ガイドライン令和 3 年 1 月」によることとする。

第 16 章 電子納品

- 1 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品要領（案）（令和 5 年 3 月）：（以下、「要領」という。）」に基づいて作成された電子データを指す。

- 2 工事完成図書は、「要領」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体(CD-R)で正副2部提出する。「要領」で特に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議のうえ、電子化の是非を決定する。なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品運用ガイドライン(案)[農業農村整備事業編](令和2年4月 千葉県農林水産部耕地課)」を参考にするものとする。
- 3 工事完成図書の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。
- 4 本工事の電子成果品は(公財)千葉県建設技術センター(以下、「センター」という。)による一元保管管理の対象とする。本契約締結後、センターへの登録申請をすみやかに行うとともに、申請後に発行される「千葉県電子媒体(副本)納品事前受付書」は監督職員へ提出すること。また、契約変更等に伴う修正申請も遅滞なく行う必要があるが、その都度の「事前受付書」提出は求めない。完成検査において合格と認められた電子媒体副本については、原則として検査後1週間以内に、最終版の「千葉県電子媒体(副本)納品事前受付書」を添えてセンターへ送付すること。
- 5 本工事の電子成果品は土木工事請負契約書第45条の対象とし、電子データに不備が確認された場合は、受注者は修正作業を行わなければならない。

第17章 公共事業関係調査に対する協力

該当なし

第18章 「三者会議」の実施

三者会議は、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者、施工者の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行うものである。

本工事では、施工者から「三者会議」の開催の申し出があった場合、協議のうえ、明らかに三者会議の必要性が乏しいと判断される場合を除き、「三者会議」を開催するものとする。

施工者は、「三者会議」の開催を要請する場合、監督職員と協議するものとする。

第19章 熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事

- 1 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を試行する対象工事と

- する。
- 2 受注者は、契約後速やかに、本試行の適用について、監督職員と協議すること。
 - 3 工事の実施にあたっては「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領」に基づき行うこと。

第20章 快適トイレの設置

- 1 本工事は、快適トイレ対象工事である。
- 2 受注者は、当該工事の現場に快適トイレを設置する場合は、事前に工事打合せ簿により設置基数、設置期間、仕様について、監督職員と協議すること。
- 3 快適トイレは、以下の(1)～(11)の仕様を満たすこと。なお、(12)～(17)については、満たしていればより快適に使用できると思われる項目であり、必須ではない。

【トイレに求める機能】 ※必須

- (1) 洋式便器
 - (2) 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
 - (3) 臭い逆流防止機能
 - (4) 容易に開かない施錠機能
 - (5) 照明設備
 - (6) 衣類掛け等のフック，又は，荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）
- ### 【付属品として備えるもの】 ※必須
- (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
 - (8) 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
 - (9) サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
 - (10) 鏡と手洗器
 - (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品
- ### 【推奨する仕様、付属品】 ※任意
- (12) 室内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）
 - (13) 擬音装置（機能を含む）
 - (14) 着替え台
 - (15) 臭気対策機能の多重化
 - (16) 室内温度の調整が可能な設備
 - (17) 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）
- 4 快適トイレの設置に要する費用は、通常の仮設トイレとの差額として、

- 1 基あたり 51,000 円/月を上限に、発注者が負担する。ただし、工事期間中に、通常の仮設トイレから快適トイレに変更した場合、又は快適トイレから通常の仮設トイレに変更した場合は、費用負担の対象としない。
- 5 発注者が費用負担する快適トイレは、1 現場 1 基までとする。ただし、男女別に設置する場合には、1 現場 2 基までとする。
- 6 発注者が負担する快適トイレの設置に要する費用は、設計変更で対応する。
- 7 受注者は、快適トイレに係る支出実態のわかる資料を、監督職員に提出すること。
- 8 受注者は、発注者が快適トイレに関するアンケートを実施する場合は、監督職員が指定した期日までにアンケートを提出すること。

第 21 章 法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

第 22 章 週休 2 日制適用工事【現場閉所による週休 2 日工事】

- 1 本工事は、週休 2 日制適用工事である。
- 2 受注者は、現場閉所による週休 2 日工事として取り組むこと。なお、予定価格には 4 週 8 休達成相当の経費を補正している。
- 3 受注者が週休 2 日交替制工事を希望するときは、受発注者間で協議し週休 2 日交替制工事に変更することができる。
- 4 週休 2 日制の実施にあたっては、「千葉県農業農村整備事業における週休 2 日制適用工事試行要領」に基づき行うこと。

第 23 章 地域外からの労働者確保に要する間接工事費の変更

- 1 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

営 繕 費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- 2 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- 3 受注者は、2）により発注者から示された割合を参考にして、発注者は別に示す実績変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「計画書」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。
- 4 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「変更計画書」という。）を作成するとともに、変更計画書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- 5 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- 6 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事積算基準に基づき算出した額」から「計画書に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「4の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- 7 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- 8 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

第24章 電子小黒板活用工事

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで、工事写真における黒板情報の電子化を実施するものとし、以下の1から4のすべてを実施するものとする。

1 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、工事施工管理基準（農業農村整備事業） 第1 土木工事施工管理基準 第3項 撮影記録による出来形管理※ に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑 性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

※施設機械工事等の場合は、「工事施工管理基準（農業農村整備事業） 第2 施

設機械工事等施工管理基準 第1編 共通編 第2章 撮影記録による出来形管理」とする。

2 機器等の導入

- (1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が選定及び調達するものとする。使用機器等の事例として、URL (<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>) 記載の「デジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照されたい。ただし、この事例中の機器に使用を限定するものではない。
- (2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等について、工事着手前に提示するものとする。
- (3) 機器等の導入に係る費用は、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。機器等の導入に係る費用とは、工事写真における黒板情報の電子化の実施に必要な機器等の機械経費及び電算使用料等を指す。

3 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

- (1) 受注者は、1の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。
- (2) 本工事の工事写真の取扱いは、「工事施工管理基準(農業農村整備事業) 第1 土木工事施工管理基準 第3項 撮影記録による出来形管理」※ 及び「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。
- (3) (1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案) 6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。
- (4) 黒板情報の電子化を実施した場合は、従来の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。
※施設機械工事等の場合は、「工事施工管理基準(農業農村整備事業) 第2 施設機械工事等施工管理基準 第1編 共通編 第2章 撮影記録による出来形管理」とする。

4 写真の納品

- (1) 受注者は、3に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。
- (2) 受注者は納品時に URL (<https://www.jcomsia.org/kokuban>) のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェア及び工事写真ビューアソフトを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ、工事打合せ簿により提出するものとする。
- (3) 提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

第 25 章 情報共有システム（ASP）活用

本工事は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより事務の効率化を図る情報共有システムの対象であり、受発注者間の協議により利用の可否を決定するものとする。

実施に当たっては「千葉県農業農村整備事業情報共有システム試行要領」に基づくものとする。

第 26 章 CCUS 活用工事

- 1 本工事は、千葉県建設キャリアアップシステム活用工事対象工事とする。
- 2 受注者は、工事の締結後、工事着手前に CCUS 活用の希望の有無について、監督職員と協議すること。
- 3 工事の実施にあたっては、「千葉県建設キャリアアップシステム活用工事試行要領」に基づき行うこと。

第 27 条 ICT 活用工事について

- 1 本工事は、ICT 施工技術の活用による建設現場の生産性向上を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、出来形管理資料の作成等の各段階において、3 次元データを用いた情報化施工技術を活用する ICT 活用工事の試行工事である。

【対象工種】ICT 暗渠排水工

- 2 試行工事を実施する場合は、契約後、施工計画書の提出までに「ICT 活用工事計画書」により発注者と協議を行い、協議が整った場合に ICT 施工技術を活用した工事を試行できるものとする。
- 3 ICT 活用工事を実施する場合は、実施した施工技術の内容に応じて、「情報化施工技術の活用ガイドライン」（農林水産省農村振興局整備部設計課）や「千葉県農業農村整備事業における ICT 活用工事試行要領」（以下、試行要領）に基づいて、設計変更を行い、必要な経費を計上する。
- 4 試行工事の実施の詳細は、試行要領によるものとする。

第 28 章 その他

- 1 本工事は施工パッケージ型積算基準により積算を行っている。
- 2 この仕様書に定めのない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。